

# 内閣官房について

平成 24 年 7 月 4 日

内 閣 官 房

# 1. 内閣官房の概要

## 中央省庁等改革基本法における内閣官房の基本的性格及び任務

(中央省庁等改革基本法第8条)

- ・内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐する機能を担う
- ・内閣及び内閣総理大臣を補佐する機関として、閣議に係る事務等処理のほか、国政に関する基本方針の企画立案、国政上の重要事項についての総合調整、情報の収集及び分析、危機管理並びに広報に関する機能を担う

※内閣府については、中央省庁等改革基本法において、「内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行」う行政機関（中央省庁等改革基本法第10条）として位置付けられた。

## 内閣法における内閣官房の事務

(内閣法第12条)

- |  |   |                                   |
|--|---|-----------------------------------|
| ① 閣議事項の整理その他内閣の庶務                          | } | 内閣総務官・内閣総務官室が担当                   |
| ② 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務 |   |                                   |
| ③ 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務         |   |                                   |
| ④ 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務 | } | 内閣官房副長官補（広報に関するものは内閣広報官・内閣広報室）が担当 |
| ⑤ 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務 等               |   |                                   |

※内閣官房は、上記のような内閣補助事務のみを任務とし、各省が所掌するいわゆる分担管理事務は所掌しない。

## 2. 内閣官房の事務を担務とする大臣・副大臣・政務官について

内閣官房の事務については、内閣官房長官のほか、内閣総理大臣からの指示を受けた国務大臣が、内閣法第3条第2項に規定する大臣（行政事務を分担管理しない大臣）（いわゆる内閣の担当大臣）として内閣総理大臣を分担して補佐している。

野田佳彦 内閣総理大臣（内閣官房の主任の大臣）

藤村修 内閣官房長官		齋藤内閣官房副長官 長浜内閣官房副長官 竹歳内閣官房副長官	—	内閣の重要政策の企画、立案及び総合調整、危機管理、人事等
岡田国務大臣	【行政改革担当】 【社会保障・税一体改革担当】	中塚内閣府副大臣	大串 内閣府大臣政務官	行政改革実行本部、行財政の抜本的見直し
松原国務大臣	【拉致問題担当】	後藤内閣府副大臣	郡内閣府大臣政務官	拉致問題
松下国務大臣	【郵政民営化担当】	中塚内閣府副大臣	森田総務大臣政務官	
古川国務大臣	【国家戦略担当】	石田内閣府副大臣	大串 内閣府大臣政務官	国家戦略会議、社会保障・税番号制度、税財政の骨格、経済運営の基本方針 EPA・TPP、地球温暖化対策の総合調整等、知的財産戦略、IT政策
	【宇宙開発担当】	後藤内閣府副大臣	園田 内閣府大臣政務官	
中川国務大臣	【公務員制度改革担当】	中塚内閣府副大臣	大串内閣府大臣政務官	独立行政法人制度の抜本改革関連法案
		後藤内閣府副大臣	園田 内閣府大臣政務官	情報公開制度の改正、PFI制度の改正、社会的包摂、難民対策・外国人労働者問題、 新型インフルエンザ等対策法案
川端国務大臣	【地域活性化担当】	後藤内閣府副大臣		都市再生、地域再生、中心市街地活性化、総合特区、構造改革特区
枝野国務大臣	【原子力経済被害担当】	—	—	原子力発電所事故による経済被害対応
羽田国務大臣	【海洋政策担当】	吉田国土交通副大臣	壺井国土交通大臣政務官	
細野国務大臣	【原発事故の収束及び再発防止担当】	吉田内閣府副大臣	園田 内閣府大臣政務官	東京電力福島第一原子力発電所敷地内の放射性物質の処理・管理
		中塚内閣府副大臣		
平野国務大臣	【東日本大震災総括担当】	—	—	

※平成24年6月28日現在

※主な担務を記載

### 3. 内閣官房の事務体制の変化

省庁再編前（平成12年末）



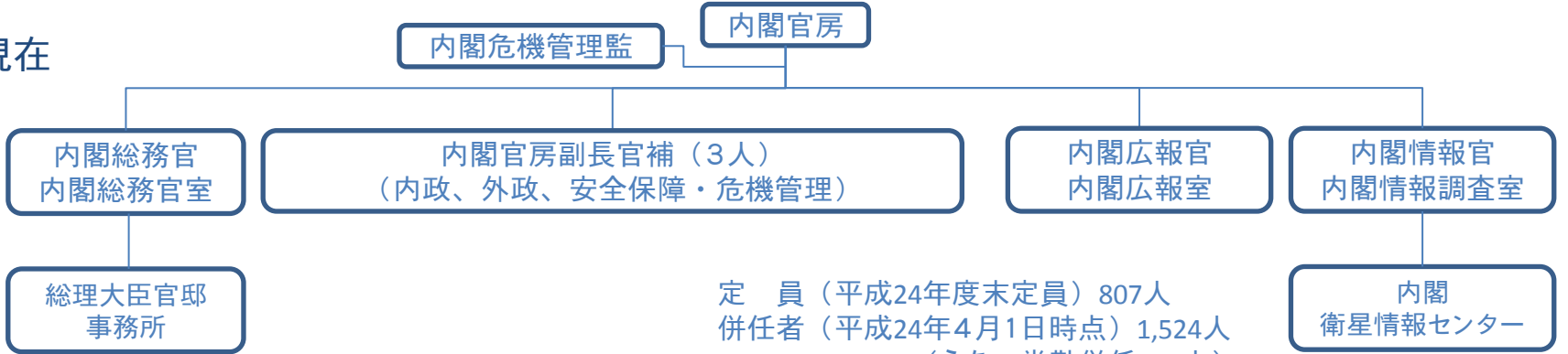
法律により内閣官房において事務を処理するとされている内閣に置かれる本部等



定員（平成12年度末定員）377人  
併任者（平成12年4月1日時点）445人



現在



定員（平成24年度末定員）807人  
併任者（平成24年4月1日時点）1,524人  
（うち、常勤併任866人）

法律により内閣官房において事務を処理するとされている内閣に置かれる本部等



## 法律により内閣官房が事務を処理することとされた本部(省庁再編以降設置されたもの)

本部名	設置日	廃止日	根拠法
高度情報ネットワーク社会推進戦略本部	平成13年 1月 6日		高度情報通信ネットワーク社会形成基本法
都市再生本部	平成14年 6月 1日		都市再生特別措置法
構造改革特別区域推進本部	平成14年12月18日		構造改革特別区域法
知的財産戦略推進本部	平成15年 3月 1日		知的財産基本法
国民保護法制整備本部	平成15年 6月13日	平成16年 9月17日	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
地球温暖化対策推進本部	平成17年 2月16日		地球温暖化対策の推進に関する法律
地域再生本部	平成17年 4月 1日		地域再生法
郵政民営化推進本部	平成17年11月10日		郵政民営化法
中心市街地活性化本部	平成18年 8月22日		中心市街地の活性化に関する法律
道州制特別区域推進本部	平成19年 1月26日		道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律
総合海洋政策本部	平成19年 7月20日		海洋基本法
宇宙開発戦略本部	平成20年 8月27日		宇宙基本法
総合特別区域推進本部	平成23年 8月 1日		総合特別区域法

# 内閣官房に内閣総理大臣決定により置かれている室等

(平成24年6月26日現在)

名称	設置日
情報セキュリティセンター	平成12年 2月29日
情報通信技術（IT）担当室 ★	平成12年 8月 7日
行政改革推進室	平成13年 1月 6日
遺棄化学兵器処理対策室	平成13年 1月 6日
知的財産戦略推進事務局 ★	平成15年 3月 1日
空港・港湾水際危機管理チーム	平成16年 1月 9日
総合海洋政策本部事務局 ★	平成19年 7月20日
地域活性化統合事務局 ★	平成19年10月 9日
公文書管理検討室	平成20年 2月29日
宇宙開発戦略本部事務局 ★	平成20年 8月27日
新型インフルエンザ等対策室	平成21年 7月13日
アイヌ総合政策室	平成21年 8月12日
国家戦略室	平成21年 9月18日
拉致問題対策本部事務局	平成21年10月27日
沖縄連絡室	平成22年 1月29日

名称	設置日
社会保障改革担当室	平成22年10月29日
情報公開法改正準備室	平成22年12月28日
医療イノベーション推進室	平成23年 1月 7日
社会的包摂推進室	平成23年 4月 1日
原子力発電所事故による経済被害対応室	平成23年 4月11日
東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局	平成23年 6月 1日
放射性物質汚染対策室	平成23年 8月25日
原子力安全規制組織等改革準備室	平成23年 8月26日
PFI法改正法案等準備室	平成23年12月27日
社会保障・税一体改革情報発信推進室	平成24年 1月31日
行政改革実行本部事務局	平成24年 1月31日
東日本大震災対応総括室	平成24年 2月21日
郵政民営化推進室 ★	平成24年 5月 8日 <small>(郵政改革推進室から改称)</small>

※ ★は法律により内閣に置かれた本部の事務局としての機能を持つもの。

## 内閣官房の定員の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定員	377	515	598	627	648	665	679	702	716	737	804	817	807
併任	445	539	637	660	732	741	759	937 (642)	1045 (626)	1105 (664)	1176 (652)	1278 (748)	1524 (866)

※定員は各年度末定員（平成24年度は4月1日時点）、併任者は各年4月1日時点（14～16年度は当該年度の3月1日時点）

※併任者の（ ）内の数字は常駐併任で内数。